

私立大 入学定員増 例年を大きく上回る 44 校が申請・認可！

最多増は近畿大の 920 名 定員超過率の厳格化が大きく影響か

旺文社 教育情報センター 28年6月29日

文部科学省は昨日、28年3月末までに受け付けた收容定員増加の申請について認可を公表した。それによると、例年を大きく上回る私立大 44 校が 7,354 人の増加を申請し、内容の変更なくそのまま認可された。この申請校数・人数の大幅増には、本年度から始まった私立大の入学定員超過に対する私学助成の厳格化が大きく影響していると考えられる。定員超過率の厳格化は 30 年度まで段階的に行われる予定だ。

◆入学定員超過率の厳格化とは

大学は、教育の質保証などの観点から、学生数を收容定員（全学年の定員）に基づいて適正に管理しなければならないことが大学設置基準で定められている。学生数が定員に対して一定割合以上超過もしくは不足していた場合には、「補助金減額」や「新設学部の申請不可」などのペナルティ（詳細後述）が課される。入学定員超過率の厳格化とは、このうちの学生数が超過している場合において、ペナルティを課す基準を厳格にすることだ。

なお、入学定員超過率の厳格化の詳細については以下の記事も参照してほしい。

<http://eic.obunsha.co.jp/viewpoint/201602viewpoint/>

◆大都市圏の有名大が多数申請

私立大は收容定員の総数を増やす場合、文部科学省への認可申請が必要となる（第 1 回「3 月末申請→6 月末認可」、第 2 回「6 月中旬申請→8 月末認可」のいずれか）。現在は第 1 回の申請分の認可がおりたところで、その大学数及び増加人数は、44 校 7,354 人と、例年を大幅に上回った（表 1）（前年の第 1 回は 25 校 2,665 人）。増加人数最多の近畿大は、920 人増となる。

この異例の申請の多さには、前述の「入学定員超過率の厳格化」が大きく影響している。

大学が入学定員ピッタリに入学者を確保するのは至難の業といえる。合格者の歩留まりが読めないためだ。そのため少しくらいオーバーしてもペナルティとならないように、この超過率には若干の余裕幅がもたれている（前年までは 1.3 倍未満など）。

ところがこの余裕幅を利用し、毎年「意図的に」定員を超過した入学者を確保している大学も多いという。それはほかでもない、授業料収入のためだ。

例えば、ペナルティが課される入学定員超過率が 1.30 倍以上だとしよう。入学定員が 1,000 人、学費が年間 100 万円の大学の場合、授業料収入は以下のようになる。

【入学定員ピッタリに入学させた場合】 $1,000 \text{ 人} \times 100 \text{ 万円} \times 4 \text{ 年間} = 40 \text{ 億円}$

【超過率 1.29 倍まで入学させた場合】 $1,290 \text{ 人} \times 100 \text{ 万円} \times 4 \text{ 年間} = 51 \text{ 億 } 6,000 \text{ 万円}$

この例の場合、入学定員ピッタリに入学させるよりも、ペナルティが課されないギリギリの人数を入学させる方が、10 億円以上も授業料収入が多くなることが分かる。

そのため、入学定員の枠自体を増やしてこれまでと同等の入学者数を確保する目的で、今回、申請をした大学が多かったと考えられる。

しかも今回の申請校の特徴は、学生の人気の集まりやすい大学、つまり大都市圏にある大規模大が多い、という点だ。44 校の内訳を所在地別、規模別に見てみると、まず所在地別では、東京都 19 校・愛知県 5 校・大阪府 4 校と、大都市圏の大学が多い。その中でも特に東京都が多く、東京都だけで校数全体の約 4 割、増加人数の約 5 割を占めた（表 2）。また、規模別で見ると、大規模大が 12 校、中規模大が 19 校、小規模大が 13 校であり、増加人数の半数以上を大規模大が占めることになった（表 3）。

◆入学定員の超過率の厳格化の本来の目的は「地方創生」

超過率の厳格化は、本来は「地方創生」を目的として導入された。文科省によれば、26 年度の入学定員に対する超過人数は約 45,000 人で、この大半が都市部の大学や、大・中規模大学に集中しているという。これらを抑制することで、学生の大都市圏への適正規模を超えた集中を防ぐことが狙いである。

前述の通り、入学者数が一定の超過率を越えると、「補助金の減額（私立大）」と「新設学部の申請不可（公私立大）」というペナルティが課される。

まず、「補助金の減額」について見ていこう。表 4 に、補助金が交付される超過率を示した。例えば 27 年度、収容定員 8,000 人以上の大学の場合、以下のようになる。

【大学全体が不交付】大学全体の学生数が「収容定員」の 1.40 倍、入学者数が全学部の「入学定員」の 1.20 倍を合計した数以上の場合

【学部が不交付】学部の学生数が「収容定員」の 1.40 倍、入学者数が学部ごとの「入学定員」の 1.20 倍以上の場合

この基準値のうちの「入学定員」の超過率について、大・中規模大学を対象に 28 年度から 30 年度にかけて段階的に厳格化する予定だ。具体的には、大・中規模大学それぞれについて入学定員超過率を 27 年度の基準から 0.10 倍引き下げる（表 4）。さらに 31 年度からは、「入学定員充足率」100%を促進するため、超過入学者数分の経費相当額の減額や、「入学定員充足率 95%以上、100%以下」の場合の増額を予定している。

続いて、「新設学部の申請不可」について見ていこう。新設学部の認可申請不可に係る平均入学定員超過率を表5に示した。こちらを見ると、27年度開設分の学部の申請においては大学規模に関わらず1.30倍となっている。しかし、29年度から31年度にかけて大学規模別に段階的に入学定員超過率を厳格化していき、最大0.25倍引き下げる予定だ。

【表1】3月末までの入学定員増加 申請校一覧
(6月末にすべて認可)

大学名	28年度 入学定員	29年度 入学定員	増加人数	前年比
群馬パース大	200	320	120	160.0%
東京国際大	1,455	1,605	150	110.3%
神田外語大	823	893	70	108.5%
青山学院大	3,902	4,220	318	108.1%
大妻女子大	1,430	1,545	115	108.0%
北里大	1,544	1,672	128	108.3%
芝浦工業大	1,610	1,860	250	115.5%
順天堂大	900	980	80	108.9%
昭和女子大	1,167	1,386	219	118.8%
帝京科学大	1,200	1,220	20	101.7%
帝京平成大	2,355	2,405	50	102.1%
東京経済大	1,390	1,570	180	112.9%
東京都市大	1,475	1,620	145	109.8%
東京農業大	2,520	2,800	280	111.1%
東京理科大	3,565	3,890	325	109.1%
東邦大	907	967	60	106.6%
東洋大	6,732	7,301	569	108.5%
日本大	14,760	14,869	109	100.7%
日本体育大	1,630	1,710	80	104.9%
武蔵大	950	999	49	105.2%
武蔵野大	2,008	2,077	69	103.4%
立教大	4,150	4,604	454	110.9%
麻布大	480	490	10	102.1%
神奈川工科大	1,085	1,148	63	105.8%
新潟医療福祉大	890	945	55	106.2%
金沢学院大	540	560	20	103.7%
岐阜医療科学大	240	270	30	112.5%
静岡理工科大	360	370	10	102.8%
愛知工業大	1,200	1,315	115	109.6%
名古屋外国語大	900	1,000	100	111.1%
南山大	2,075	2,210	135	106.5%
人間環境大	295	375	80	127.1%
名城大	3,155	3,370	215	106.8%
立命館大	7,157	7,629	472	106.6%
龍谷大	4,539	4,693	154	103.4%
追手門学院大	1,560	1,670	110	107.1%
大阪工業大	1,520	1,740	220	114.5%
近畿大	7,050	7,970	920	113.0%
阪南大	1,015	1,055	40	103.9%
神戸女子大	825	855	30	103.6%
岡山理科大	1,430	1,615	185	112.9%
川崎医療福祉大	856	1,186	330	138.6%
中村学園大	640	740	100	115.6%
立命館アジア太平洋大	1,200	1,320	120	110.0%
合計	95,685	103,039	7,354	107.7%

【表2】都道府県別
定員増 申請内訳

都道府県	大学数	定員増加人数
群馬	1	120
埼玉	1	150
千葉	1	70
東京	19	3,500
神奈川	2	73
新潟	1	55
石川	1	20
岐阜	1	30
静岡	1	10
愛知	5	645
京都	2	626
大阪	4	1,290
兵庫	1	30
岡山	2	515
福岡	1	100
大分	1	120
計	44	7,354

【表3】大学規模別
定員増 申請内訳

規模	大学数	増加人数
大規模大学	12	4,001
中規模大学	19	2,349
小規模大学	13	1,004
計	44	7,354

※収容定員8,000人以上を大規模大、4,000人以上8,000人未満を中規模大、4,000人未満を小規模大とした

【表4】定員超過率と私立大の補助金交付に関わる基準の厳格化

	「入学定員」超過率 (入学者数/入学定員)			「収容定員」超過率 (在籍学生数/収容定員)	
	収容定員 4,000人未満	収容定員 4,000人以上、 8,000人未満	収容定員 8,000人以上	収容定員 8,000人未満	収容定員 8,000人以上
27年度	1.30倍未満		1.20倍未満	1.50倍未満	1.40倍未満
28年度	1.30倍未満	1.27倍未満	1.17倍未満	1.50倍未満	1.40倍未満
29年度	1.30倍未満	1.24倍未満	1.14倍未満	1.50倍未満	1.40倍未満
30年度	1.30倍未満	1.20倍未満	1.10倍未満	1.50倍未満	1.40倍未満

※医・歯・生命歯・口腔歯学部では、「入学定員」超過率が「1.10倍未満」の場合、交付される。

※上記の超過率を学部が超えた場合は学部が不交付、大学が超えた場合は大学が不交付。大学全体の入学定員は各学部の定員に表中の超過率を乗じた人数の合計を超えてはならない。

28年度以降、30年度まで段階的に厳格化する

【表5】定員超過率と公私立大の学部等「設置認可」申請に関わる基準の厳格化

		「入学定員」超過率 (新設する学部等の開設前年度までの平均)			
収容定員		小規模大学 収容定員4,000人未満	大・中規模大学 収容定員4,000人以上		
学部入学定員		—	小規模学部 学部入学定員 100人未満	中規模学部 学部入学定員 100人以上、300人未満	大規模学部 学部入学定員 300人以上
開設 年 度	28年度	1.30倍未満			
	29年度	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.25倍未満
	30年度	1.25倍未満	1.25倍未満	1.20倍未満	1.15倍未満
	31年度	1.15倍未満	1.15倍未満	1.10倍未満	1.05倍未満

※学部等の「設置認可」申請に当たっては、既設学部等の「平均入学定員超過率」(就業年限4年の場合、開設前年度から過去4年間の平均値)が表の基準を超える場合、申請は認められない。

29年度開設の学部の申請以降、31年度開設分まで段階的に厳格化する

◆本来の目的である「地方創生」は何処へ

今回申請を出した大学のすべてが、これまでの超過分の補てん目的というわけではないだろう。しかし全体として見た場合、「地方創生」を促す目的で導入されたのにも関わらず、その反動で裏目に出たのは明らかだ。

今回、7,000人以上の定員増が認可され、そのうちの多くを大都市圏の大規模大学が占めた。今後、都市部の大規模大の寡占化がさらに加速するのは必至だ。

本来の目的である「地方創生」への道のりは遠いかもしれない。

なお、第2回の申請は6月中旬に締め切られた。第2回の申請内容は8月に下りる認可と共に明らかになるが、こちらも件数が多かったと聞く。第1回の申請内容がそのまま認可されたのは、個々の大学に対して不認可にする理由が文科省側になかったからだろう。そうすると、第2回の申請内容も同様にそのまま認可が下りる可能性も高い。今後の動向に注目してほしい。